

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和6年8月13日（令和6年（行情）諮問第888号）及び同月14日（同第895号）

答申日：令和7年7月30日（令和7年度（行情）答申第264号及び同第265号）

事件名：埼玉地方最低賃金審議会企業実地視察に係る復命書の一部開示決定に関する件
島根地方最低賃金審議会による事業場視察復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）及び（2）に掲げる2文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年4月25日付け埼労発基0425第11号により埼玉労働局長（以下「処分庁1」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分1」という。）及び同日付け島労発基0425第2号により島根労働局長（以下「処分庁2」といい、処分庁1と併せて「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、不開示部分の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由については、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書（原処分1）

原則として全文開示すべきである。事業場視察はいくつかの地方で実施されているが、鳥取・本審第538回資料（URL略）113ページ以下にその内容は公開されている。埼玉だけ非公開である特別の理由は見当たらない。また、意見交換の内容を見れば、例えば福岡・本審第2回（URL略）で地域の労使代表の陳述と何ら変わらないのであるから、公開すべきある。

(2) 審査請求書（原処分2）

事業場視察の概要について原則として開示すべきである。鳥取（URL略）や兵庫のように不開示とすべき情報はそれほど多くない。地域別最低賃金の決定に当たり、最低賃金の影響を強く受ける業界の状況を調査するために事業場視察を実施しているのであって、その主たる目的は公表されるべきものである。

(3) 意見書（原処分1）（添付資料略）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

（ア）諮問庁は、地方最低賃金審議会は、都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていなと主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところではあるが、その記録を開示するか否かは、法に基づき検討されるべきである。

（イ）事業場視察は、個別企業の状況を調べるためではなく、最低賃金の影響を強く受ける業界の労使の状況を具体的に探るために行われる。それをふまえて、鳥取地方最低賃金審議会が公開した事業場視察の報告書を見れば、諮問庁が不開示を維持するとした部分であっても開示すべきである。また、兵庫労働局が作成した事業場視察の記録（参考資料はその一部）を見れば、法人名や所在地を不開示にして、その他の状況を開示しており、事業場視察の趣旨を踏まえて開示不開示の判断を行ったと思われる。

（ウ）したがって、すべて開示すべきである。

(4) 意見書（原処分2）

ア 基本的な考え方

すべて開示すべきである。

イ その理由

（ア）諮問庁は、地方最低賃金審議会は都道府県ごとに独立して設置されており、審議会を構成する委員が異なる上、事業場視察の内容は公開されることを前提にしていなと主張する。しかし、審議の持ち方を決定することは、最低賃金法に基づいて審議委員の決定するところではあるが、その記録を開示するか否かは、法に基づき検討されるべきである。

（イ）他の労働局が同様の内容で公開する部分は、やはり公開すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として令和6年3月8日付け（同月11日受付）で、処分庁1及び処分庁2に対して、法3条の規定に基づき、別紙の1に掲げる行政文書に係る各開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁1及び処分庁2が原処分1及び原処分2を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、令和6年5月10日付け（同月13日受付）で原処分1について、同月15日付け（同月17日受付）で原処分2について本件各審査請求をしたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、原処分2については不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 最低賃金審議会について

ア 最低賃金審議会について

最低賃金審議会の審議に関する事項については、最低賃金法（昭和34年法律第137号。以下「最賃法」という。）及び最低賃金審議会令（昭34年政令第163号。以下「審議会令」という。）に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 厚生労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く（最賃法20条）。

(イ) 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあっては、都道府県労働局長（以下「局長」という。）の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を局長に建議することができる（最賃法21条）。

(ウ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない（最賃法25条2項）。

(エ) 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聴く（最賃法25条5項）。

イ 地方最低賃金審議会の委員について

地方最低賃金審議会の委員に関する事項については、最賃法及び審議会令に規定されているところであり、その概要は次のとおりである。

(ア) 最低賃金審議会は、労働者を代表する委員（以下「労働者代表委

員」という。）、使用者を代表する委員（以下「使用者代表委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）各同数をもって組織する（最賃法２２条）。

（イ）委員は、局長が任命する（最賃法２３条１項）。

（ウ）局長は、地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対し、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならない（審議会令３条１項）。

（エ）地方最低賃金審議会の労働者代表委員又は使用者代表委員については、推薦がなかった場合を除き、推薦があった候補者のうちから任命する（審議会令３条２項）。

ウ 埼玉地方最低賃金審議会について（原処分１）

埼玉地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

（ア）埼玉地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の規定により、専門部会を設置している。

（イ）埼玉県最低賃金専門部会運営規程（令和３年７月２７日制定）７条１項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と定めている。

（ウ）埼玉地方最低賃金審議会及び専門部会においては、埼玉地方最低賃金審議会の審議で決したところにより審議を公開とし、議事録を公表している。

（エ）埼玉地方最低賃金審議会においては、審議会で決したところにより、令和５年度埼玉地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和５年６月１９日に実施している。

エ 島根地方最低賃金審議会について（原処分２）

島根地方最低賃金審議会の概要は次のとおりである。

（ア）島根地方最低賃金審議会は、上記ア（ウ）の定めにより、専門部会を設置している。

（イ）島根地方最低賃金審議会運営規程（令和３年７月６日施行）６条１項において、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる

る。」、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程（令和3年8月2日施行）6条2項において、「議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。」と定めている。

（ウ）島根地方最低賃金審議会においては、審議会で決したところにより、令和5年度島根地方最低賃金審議会委員による事業場視察を令和5年7月6日に実施している。

（2）本件対象文書の特定について

処分庁1及び処分庁2は、2023年度の地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録として、別紙の2に掲げる各文書を対象文書として特定した。

（3）不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

文書1の①並びに文書2の①及び②には、特定の個人の職名、氏名など個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法5条1号に該当し、かつ同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。なお、原処分2では、不開示条項として同号を示していないが、不開示条項に同号を追加して不開示を維持することが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性

文書1の④及び⑤並びに文書2の⑧ないし⑰、⑱ないし㉑、㉓ないし㉕及び㉗ないし㉙には、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人及び団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれており、同情報は、法5条2号イに該当するから不開示を維持することが妥当である。

（4）新たに開示する部分

文書1の②、③、⑥及び⑦並びに文書2の②ないし⑦、⑱及び㉒については、既に一般に公表されている情報であり、法5条各号の規定に該当しないため、開示すべきである。

（5）審査請求人の主張について

ア 原処分1について

審査請求人は、審査請求書において、個人や団体の情報について、公開又は開示されている他の労働局を例に挙げ、埼玉労働局のみ非公開とする特別の理由は見当たらないため全文開示すべき旨を主張

するが、上記（１）のとおり、地方最低賃金審議会は、最賃法の定めに基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う企業視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先企業に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなど、各審議会により事業場視察の持ち方も異なることは当然であり、本件における事業場視察は視察内容を公開することを前提に行われたものでない。

そうすると、本件対象文書の不開示情報の該当性については、上記（３）のとおりであり、審査請求人の主張に理由はない。

なお、審査請求人が個人や団体の情報が開示されている例として挙げている鳥取地方最低賃金審議会が行った事業場視察は、議事の中で公開がなされることを前提として視察先の了解を得て行われたものであり、福岡地方最低賃金審議会（令和５年度第２回）は、公開の場で行われる審議において意見の陳述がなされたものであり、不開示情報に該当しないものである。

イ 原処分２について

審査請求人は、審査請求書において、「事業場視察の概要について原則として開示すべきである。鳥取や兵庫のように不開示とすべき情報はそれほど多くない。地域別最低賃金の決定に当たり、最低賃金の影響を強く受ける業界の状況を調査するために事業場視察を実施しているのであって、その主たる内容は公表されるべきものである。」旨主張するが、上記（１）のとおり、地方最低賃金審議会は、最賃法に基づき、それぞれの地域に適用される最低賃金額等を審議するために、都道府県毎に独立して設置された審議会で、審議会を構成する委員も異なる上、審議会の決するところにより行う企業視察においても、審議会の議事において視察内容を公開することを前提に視察先企業に了解を得て実施する場合や、視察先企業の実態をありのままに聴取等を行うために審議会の議事において公開しないことを約して行うものなど、各審議会により事業場視察の持ち方も異なることは当然であり、本件における事業場視察は視察内容を公開することを前提に行われたものではない。そうすると、不開示部分の不開示情報該当性については、上記（３）のとおりであり、請求人の主張に理由はない。

４ 結論

よって、本件各審査請求については、原処分において不開示とした部分

のうち、一部については新たに開示することとし、その余の部分については、原処分2については不開示情報の適用条項に法5条1号を加えた上で、不開示を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月13日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第888号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月14日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第895号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年9月9日 審査請求人から意見書を収受（令和6年（行情）諮問第888号及び同第895号）
- ⑥ 同月11日 審議（同上）
- ⑦ 令和7年7月15日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑧ 同月23日 令和6年（行情）諮問第888号及び同第895号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条1号（原処分1（諮問第888号）のみ。）及び2号イに該当するとして不開示とする各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、不開示部分のうち、一部を開示するとし、その余の部分（別表のとおり。以下「不開示維持部分」という。）については、不開示を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

（1）原処分1の不開示維持部分について

原処分1の不開示維持部分は、令和5年度埼玉地方最低賃金審議会委員により実施された、企業実地視察に係る復命書の一部である。

ア 通番1は、視察先企業説明者の職氏名の記載である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該企業実

地視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないことが、諮問庁の理由説明書から明らかである。そのほかに、当該部分につき、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、視察先企業説明者の職氏名は個人識別部分であり、部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることは妥当である

イ 通番2及び通番3は、視察先企業との意見交換内容であり、視察先企業の従業員の構成、採用状況、経営課題等、視察先企業において一般に公にしていらない経営情報の詳細であることが確認できる。これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

(2) 原処分2の不開示維持部分について

原処分2の不開示維持部分は、令和5年度島根地方最低賃金審議会委員により実施された、事業場視察に係る復命書の一部である。

ア 通番4及び通番28は、視察先事業場説明者の職氏名の記載である。当該部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該事業場視察は、視察内容を公開することを前提に行われたものではないことが、諮問庁の理由説明書から明らかである。しかしながら、当該部分は、既に原処分で開示されている部分から審査請求人が容易に推認できる情報であると認められるほか、職氏名の情報は、視察先事業場のウェブサイトにおいて一般に公表されていると認められる。

このため、当該部分は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、法5条1号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番5ないし通番27及び通番29ないし通番44は、視察先事業場説明者及び労働者が当該事業場の内実について発言している部分で

あり、事業場の経営事情、労働者の雇用に関する事項、賃金に関する事項等、当該視察先事業場において一般に公にしていなかった経営情報の詳細であることが確認できる。これらを公にすると、当該法人等の経営状況や雇用状況等が明らかになり、経営等に影響を及ぼすおそれがあるなど、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

処分庁1は、本件開示請求を受けて特定した行政文書の名称として、本件開示請求書に記載された文書名と同一の文書名を本件開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書を一部開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した行政文書の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁1においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号及び2号イに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子

別紙

1 本件各開示請求に係る行政文書

「2023年度地域別最低賃金を決定することに関連した最低賃金審議会の記録のすべて。

- ・本審、専門部会、小委員会、事業場視察等のすべてを対象とする。
- ・すでにホームページに掲載された部分は除く。
- ・録音データが望ましいが、文字起こしされたものがあれば、それでかまわない。
- ・特に、議事が一部非公開とされた部分がある場合、議事録にはその詳細な内容が記録されていないとき、議事録とは別の記録、メモ、録音データ等、作成されたものがあれば、それをすべて含む。
- ・公労、公使、公益のみの会議のように、公労使三者がそろわない場面で、事務局が立ち会っていても、その記録が議事録にない場合、事務局が作成した記録、メモ、録音データ等のすべてを含む。」

（以上の内容により、令和6年（行情）諮問第888号では埼玉労働局長に対して、令和6年（行情）諮問第895号では島根労働局長に対して開示請求が行われたもの）

2 本件対象文書

（1）原処分1（令和6年（行情）諮問第888号）

復命書（埼玉地方最低賃金審議会 企業実地視察に係るもの）（文書番号1）

（2）原処分2（令和6年（行情）諮問第895号）

島根地方最低賃金審議会による事業場視察復命書（文書番号2）

別表

1 文書名		2 原処分で不開示とした箇所		3 法 5 条該 当号等	4 通 番	5 開 示すべ き部分
原処分 1						
文 書 1	復 命 書 （ 埼 玉 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 企 業 実 地 視 察 に 係 る もの）	1 頁	① 1 3 行目 4 文字目ないし 8 文字目	1 号	1	－
			② 1 3 行目 2 1 文字目ない し 2 6 文字目	新たに 開示	－	－
			③ 1 8 行目	新たに 開示	－	－
			④ 1 9 行目ないし 2 8 行目	2 号イ	2	－
		2 頁	⑤ 1 行目ないし 2 1 行目	2 号イ	3	－
		9 頁	⑥ 全て	新たに 開示	－	－
		1 0 頁	⑦ 全て	新たに 開示	－	－
原処分 2						
文 書 2	島 根 地 方 最 低 賃 金 審 議 会 に よ る 事 業 場 視 察 復 命 書	2 頁	① 7 行目 1 文字目ないし 4 文字目	1 号	4	全て
			② 9 行目 4 文字目ないし最 終文字	新たに 開示	－	－
			③ 1 0 行目 1 文字目ないし 2 0 文字目	新たに 開示	－	－
			④ 1 0 行目 3 0 文字目ない し 1 1 行目 2 文字目	新たに 開示	－	－
			⑤ 1 1 行目 5 文字目ないし 1 1 文字目、1 4 文字目な いし 2 1 文字目	新たに 開示	－	－
			⑥ 1 2 行目 4 文字目ないし 最終文字	新たに 開示	－	－
			⑦ 1 3 行目 1 文字目ないし 3 0 文字目	新たに 開示	－	－
			⑧ 1 5 行目 1 文字目ないし 1 2 文字目	2 号イ	5	－
			⑨ 1 7 行目 4 文字目ないし 1 0 文字目	2 号イ	6	－

		⑩ 1 8 行目	2 号イ	7	—
		⑪ 1 9 行目 1 文字目ないし 3 5 文字目	2 号イ	8	—
		⑫ 2 0 行目 8 文字目ないし 1 3 文字目	2 号イ	9	—
		⑬ 2 1 行目 1 文字目ないし 1 0 文字目、1 5 文字目ないし 3 2 文字目	2 号イ	1 0	—
		⑭ 2 3 行目 1 0 文字目及び 1 1 文字目、1 8 文字目、 2 2 文字目及び 2 3 文字目	2 号イ	1 1	—
		⑮ 2 4 行目 2 文字目及び 3 文字目	2 号イ	1 2	—
		⑯ 2 5 行目 1 0 文字目、1 9 文字目、2 8 文字目、3 3 文字目	2 号イ	1 3	—
		⑰ 2 6 行目 4 文字目、9 文 字目、2 1 文字目	2 号イ	1 4	—
		⑱ 2 7 行目 5 文字目及び 6 文字目、9 文字目及び 1 0 文字目、1 4 文字目ないし 1 8 文字目、2 2 文字目及 び 2 3 文字目、2 9 文字目 ないし 3 6 文字目	新たに 開示	—	—
		⑲ 2 8 行目 8 文字目及び 9 文字目	2 号イ	1 5	—
		⑳ 3 0 行目 5 文字目ないし 7 文字目、9 文字目ないし 1 1 文字目、1 3 文字目ないし 1 5 文字目、1 7 文字 目、2 1 文字目及び 2 2 文 字目	2 号イ	1 6	—
		㉑ 3 1 行目 5 文字目ないし 8 文字目、1 2 文字目ない し 1 9 文字目、2 5 文字目 ないし 3 4 文字目	2 号イ	1 7	—
		㉒ 3 3 行目 9 文字目ないし	新たに	1 8	—

			1 7 文字目、2 2 文字目ないし 2 6 文字目	開示		
			㉓ 3 3 行目 1 8 文字目ないし 2 1 文字目	2 号イ	1 9	—
			㉔ 3 4 行目 1 文字目ないし 4 文字目、1 5 文字目ないし 3 2 文字目	2 号イ	2 0	—
			㉕ 3 5 行目 5 文字目ないし 1 5 文字目	2 号イ	2 1	—
		3 頁	㉖ 1 行目 2 0 文字目ないし 2 4 文字目	2 号イ	2 2	—
			㉗ 2 行目 2 文字目ないし最終文字	2 号イ	2 3	—
			㉘ 5 行目 9 文字目ないし 6 行目 1 文字目	2 号イ	2 4	—
			㉙ 1 1 行目 2 文字目ないし 1 4 行目	2 号イ	2 5	—
			㉚ 1 7 行目 1 7 文字目ないし 2 2 文字目	2 号イ	2 6	—
			㉛ 1 8 行目ないし 1 9 行目	2 号イ	2 7	—
			㉜ 2 1 行目 1 文字目ないし 4 文字目	1 号	2 8	全て
			㉝ 2 7 行目 2 文字目ないし 3 1 行目	2 号イ	2 9	—
			㉞ 3 5 行目 2 文字目ないし 3 8 行目	2 号イ	3 0	—
		4 頁	㉟ 2 行目 9 文字目ないし 2 2 文字目	2 号イ	3 1	—
			㊱ 3 行目 2 文字目ないし 7 行目	2 号イ	3 2	—
			㊲ 1 1 行目 2 文字目ないし 1 5 行目	2 号イ	3 3	—
			㊳ 1 7 行目 2 文字目ないし 2 8 文字目	2 号イ	3 4	—
			㊴ 1 9 行目 9 文字目ないし 1 1 文字目	2 号イ	3 5	—
			㊵ 2 1 行目 2 文字目ないし	2 号イ	3 6	—

			2 2 行目			
			㊸ 2 4 行目 2 文字目ないし 2 5 行目	2 号イ	3 7	—
			㊹ 2 7 行目 5 文字目ないし 7 文字目	2 号イ	3 8	—
			㊺ 2 9 行目 2 文字目ないし 3 0 行目	2 号イ	3 9	—
			㊻ 3 2 行目 2 文字目ないし 4 文字目	2 号イ	4 0	—
			㊼ 3 3 行目 2 文字目ないし 3 7 行目	2 号イ	4 1	—
			㊽ 4 0 行目 2 文字目ないし 最終文字	2 号イ	4 2	—
		5 頁	㊾ 1 行目ないし 4 行目	2 号イ	4 3	—
			㊿ 9 行目 3 文字目ないし 1 1 行目	2 号イ	4 4	—

注 1 原処分において全部開示されている、原処分 2 の「島根県最低賃金専門部会第 2 回議事録」、「島根県最低賃金専門部会第 3 回議事録」、「島根県最低賃金専門部会第 4 回議事録」、「島根県最低賃金専門部会第 5 回議事録」、「島根地方最賃審議会第 4 3 2 回会議議事録」及び、「島根地方最賃審議会第 4 3 3 回会議議事録」の記載は省略した。

注 2 2 欄の「該当箇所」の記載については、当審査会事務局において整理した。